

館山市産業振興促進計画

令和7年5月27日作成

館 山 市

目 次

1. 総論	1
(1) 本計画策定の趣旨	
(2) 前計画の評価	
(3) 計画の期間	
2. 計画の区域	3
3. 計画の期間	3
4. 館山市の産業の現状及び課題	3
5. 計画区域において振興すべき業種	4
6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携	4
7. 計画の目標	7
(1) 設備投資の活性化に関する目標	
(2) 雇用・人口に関する目標	
(3) 事業者向け周知に関する目標	
8. 計画評価・検証の仕組み	8
9. 参考資料	8

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

館山市は、房総半島の南端に位置し、面積 110.05km²、人口約 4 万 3 千人の南房総地域の中心都市である。30km 以上に及ぶ変化に富んだ美しい海岸線を有し、親潮と黒潮が交わる房総沖は、多種に渡る魚介類が生息している。また、里山が広がる地域では、温暖な気候を活かし、様々な農作物が栽培されている。

近年、本市と首都圏を繋ぐ高速バスの多頻度運行や、館山自動車道の 4 車線化が進められたことにより、交通アクセスが充実し、通勤圏、通学圏が拡大している。

また、都心からのアクセスの良さに加え、豊かな自然に触れることができることから、本市への移住や二地域居住を検討する人も増えている。

このような中、本市は、館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）が接続する「“渚の駅” たてやま」を交流拠点として、館山湾を活用した海辺のまちづくりを進めて観光業の振興を図っており、「“渚の駅” たてやま」の来館者数や、観光入込客数は、新型コロナウイルスの感染拡大により減少したが、収束とともに回復傾向にある。また、令和 6 年 2 月には「道の駅グリーンファーム館山」がオープンし、市民や観光客に本市の食の魅力を伝える、食のまちづくり拠点施設として営業を開始した。

更に、トライアスロンやロードバイク等のスポーツに適した地域として親しまれ、国内外から多くのアスリートや愛好家が訪れている。

しかしながら、館山市における総人口は年々減少傾向にあるとともに、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合が増加傾向にある。事業者の高齢化、後継者不在などの理由により、市内の事業所数は減少している。

また、サービス業や医療介護福祉を中心に深刻な人手不足に陥っており、本市の有効求人倍率は近年高い水準で推移している。

このような状況の中で、本市の産業が持続的に発展していくためには、豊かな地域資源を活かして各産業の更なる振興を図り、ICT も積極的に活用しつつ、安定した労働力を確保し、地域経済の活力を活発化させることが重要である。

このため、令和 2 年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自律的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成 27 年施行の改正半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「館山市産業振興促進計画」を策定したところ、同計画の期間満了に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

令和 2 年に認定された館山市産業振興促進計画（以下「前計画」という。）の期間において、本市は、租税特別措置の活用を促進を行うとともに、補助制度等により企業の負担を軽減し、起業しやすい環境の整備を行い、更には道路環境の整備及び販路拡大を図ることで、産業の振興に繋げるよう目標を定めていた。

【目標値】（令和 2 年度～令和 6 年度）

業種	新規設備投資件数	新規雇用者数
製造業	15 件	30 人
旅館業	5 件	30 人
農林水産物等販売業	3 件	20 人
情報サービス業等	2 件	12 人

イ 目標の達成状況

前計画の期間（令和 2 年度～令和 6 年度）においては、各分野において振興が図られ、令和 6 年 12 月末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】（令和 2 年 4 月～令和 6 年 12 月）

業種	新規設備投資件数	新規雇用者数
製造業	10 件	10 人
旅館業	10 件	12 人
農林水産物等販売業	0 件	0 人
情報サービス業等	0 件	0 人

【成果及び課題】

- ・製造業は、新たな機械を導入することで生産性の向上を図り、人手不足を補う事業者も見受けられたため、必ずしも新規雇用者数の増加に繋がらなかった。
- ・旅館業は、コロナ禍からの脱却に伴う業態転換や新規事業としての参入がみられたことにより新規設備投資件数は目標を達成することができた。しかしながら、業態転換による雇用の維持も見られたことから、新規雇用者数は目標達成に至らなかった。
- ・農林水産物等販売業及び情報サービス業等においては、半島税制の周知不足等により、半島税制を利用して新規設備投資を行う事業者はいなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 館山商工会議所などと連携した企業の経営支援、起業支援の強化
- (ii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された南房総地域における館山市内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 館山市の産業の現状及び課題

前述のとおり、本市の人口は年々減少しており、高齢化率は増加傾向にある。人口減少及び高齢化は、深刻な人手不足を引き起こし、各産業において人材の確保や生産性の向上が共通の課題となっている。

令和3年経済センサスによると、事業所数・従事者数ともに減少の傾向にあり、中小企業においては、後継者不在による事業所の廃業が目立っている。

本市は、商工会議所及び市内金融機関等と連携を図り、事業承継や女性活躍の推進を視野に入れた経営支援を行っていく必要がある。

各産業に対する現状及び課題は以下のとおりである。

(1) 製造業

平成25年6月に制定した「館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例」に基づいた奨励措置等の活用により、新たな企業の進出、追加設備投資や起業をしやすい環境づくりに努めてきたが、製造業の事業者は減少傾向にある。

地域経済の中心である観光業や商工業、農林水産業、交通・運輸など関連業種の連携強化や各産業が情報を共有し連携できる機会の提供や環境づくりが引き続き必要である。

(2) 旅館業

道路交通網の整備が進み、首都圏からの移動時間が短縮されたことにより、観光客の通過・日帰り型への移行が見受けられるが、宿泊・滞在型観光促進の効果もあり、宿泊客数も微増している。滞在時間の減少は、消費金額の減少にも影響するため、引き続き、宿泊・滞在型の観光客増加を図る必要がある。

また、海や山といった本市固有の自然フィールドを活かした体験を取り入れた顧客の確保や、豊かな自然を活用したスポーツ観光の推進などに力を入れ、ターゲット層も社会情勢に合わせて対応する必要がある。

なお、訪日外国人観光客は、自然や絶景、文化に触れる体験型・交流型観光を

求める層が増えている。

(3) 農林水産物等販売業

本市における農林業は、温暖な気候と豊かな自然環境を活かし、多様な花卉、果樹、野菜の栽培が盛んに行われている。

市内での農産物の販売に関しては、販促活動やブランド化の推進による付加価値向上、地域資源を活かした新規特産品やサービスの開発、農産物直売所を中心とした地産地消の推進、異業種間での交流・連携による農林水産物の利用促進などが必要とされる。

また、水産業は、沿岸漁業を中心として、大型・小型定置網漁業を始め、まき網漁業、さし網、釣り、採藻、採貝など多種多様に行われている。

水産物についても、「館山のさかな」のブランド化などの価格対策や地場製品の消費拡大が課題とされる。

(4) 情報サービス業等

本市における情報サービス業等は事業所数が7、従事者数が64人（令和3年経済センサス）であり、全業種に占める割合が非常に小さい業種となっている。

地理的条件不利性に比較的影響を受けない上、地域において一定数の雇用確保にも繋がる業種であると考えられる。首都圏から約2時間というアクセス性を活かし、情報サービス産業が進出しやすい環境を整備し、誘致を図る必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 製造業

取組事業	説明
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた融資・補助制度、経営相談を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、創業セミナーや起業家同士の交流会等を実施し、経営者の育成及び商工業の活性化を図る。

空き店舗等の有効活用	空き店舗や未利用地を活用した店舗の誘導等を図る。
------------	--------------------------

実施主体・主な役割	
市	融資・補助制度の実施 中小企業支援総合窓口の設置 創業支援セミナーの実施 空き店舗や未利用地への店舗誘導関連事業の実施
商工会議所	融資・補助制度の実施 経営相談及び起業相談の実施 異業種交流会の実施

(2)観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光地としての魅力創造	本市固有の自然フィールドを活かした各種体験や、ご当地グルメ等観光コンテンツをブラッシュアップし、地域の魅力向上を図る。
宿泊・滞在型観光の促進	経済効果の大きい宿泊・滞在型観光を促進し、旅館業の活性化を図る。
インバウンド観光の促進	訪日外国人の誘客を促進し、観光業の活性化を図る。

実施主体・主な役割	
市	補助制度の実施 関係団体及び民間事業者と連携した誘客促進事業 観光ガイドブックの作成 地域資源を活かした特色ある観光イベントの実施
観光協会	本市の観光PR・集客促進事業の実施 ホテル・旅館等受入体制の強化 地域資源を活かした特色ある観光イベントの実施
商工会議所	事業者同士の連携の促進 地域資源を活かした特色ある観光イベントの実施

(3)農林水産物等販売業

取組事業	説明
農林水産物の販路拡大	農林水産物の直売や直接取引など販促活動を推進するとともに、これらのブランド化を推進することにより、付加価値を向上させ、販路拡大へとつなげる。

新規特産品の開発	農林水産物のブランド化や6次産業化を推進するとともに、これら地域資源を生かした新規特産品やサービスの開発を促進するなど、地域産業の活性化を図る。
地産地消の推進	市内の農産物直売所を中心として、地産地消を推進し、本市の食の魅力を高め、需要を喚起するとともに、地域産業の活性化を図る。
商工業との連携	異業種間での交流・連携を促進し、農林水産物の利用促進、ブランド力の向上を図り、地域産業の活性化を図る。

実施主体・主な役割	
市	農林水産物の販路拡大等の支援 地域資源を生かした新規特産品やサービスの開発等の支援 地産地消の推進 農商工連携の促進
農業協同組合 漁業協同組合	農林水産物の販路拡大等の支援
商工会議所 観光協会	地域資源を生かした新規特産品やサービスのPR

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業誘致に関する助成制度の活用を促す。
企業立地を促す環境の整備	データセンターやコールセンター等高度情報化社会の雇用の需要先として期待できる情報サービス産業が進出しやすい環境を整備する。

実施主体・主な役割	
市	企業立地、雇用促進に関する助成事業の実施 情報通信環境整備事業の実施
商工会議所	企業立地の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	市内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
市	地方税の不均一課税の実施 半島税制に関する周知資料提供 企業の新規立地及び雇用促進のための奨励措置等の相談受付 及び周知資料提供
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 税務部署窓口にて、半島税制に関する周知資料提供 W e b 媒体等による情報発信
商工会議所	会員へ半島税制に関する周知資料提供

7. 計画の目標

計画期間中、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等における機械・装置、建物・付属設備、構築物の設備投資を支援等することで、次の目標値の達成を目指す。

（１）設備投資の活性化に関する目標（令和７年度～令和１１年度）

業種	新規設備投資件数
製造業	10 件
旅館業	5 件
農林水産物等販売業	3 件
情報サービス業等	2 件

製造業においては、前計画期間の申請実績と同数の件数を目標値とする。

旅館業においては、前計画期間の申請実績のうち、大型店の申請実績と同数の件数を目標値とする。

農林水産物等販売業と情報サービス業等においては、前計画期間の申請実績がなかったことから、2 業種合わせて年 1 件平均を目標値とする。

（２）雇用・人口に関する目標（令和７年度～令和１１年度）

業種	新規雇用者数
製造業	15 名
旅館業	15 名
農林水産物等販売業	10 名
情報サービス業等	5 名

製造業においては、前計画期間の実績を超える人数を目標値とする。

旅館業においては、設備投資件数 1 件につき 3 名の新規雇用を目標値とする。

農林水産物等販売業と情報サービス業等においては、前計画期間の申請実績が無かったことから、2業種合わせて設備投資1件あたり3名の新規雇用を目標値とする。

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

Web 媒体等による情報発信	市及び商工会議所のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、広報紙にて年1回程度情報発信をする。
説明会の実施	商工会議所会員向けに半島税制の説明会を年1回実施する。
事業者への直接周知	税務及び企業誘致の部署窓口にて半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して制度説明及びチラシを提供する。 商工会議所において経営相談を受ける際に制度説明及びチラシを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

(1) 総人口・高齢化率の推移（住民基本台帳4月1日現在・外国人含む）

年	世帯数	人口（人）	人口増減（人）	高齢化率（％）
平成27年	22,685	48,495	△ 442	35.9
平成28年	22,811	48,043	△ 452	36.7
平成29年	22,923	47,642	△ 401	37.5
平成30年	22,878	46,978	△ 664	38.3
平成31年	22,925	46,437	△ 541	39.0
令和2年	20,369	44,891	△ 1,546	39.6
令和3年	20,449	44,451	△ 440	40.0
令和4年	20,276	44,195	△ 265	40.2
令和5年	20,356	43,672	△ 523	40.3
令和6年	20,389	43,097	△ 575	40.6

(2)産業の推移（経済センサス）

区分	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
就業人口（人）	20,305	20,188	19,896	19,351	19,022
事業所数	3,108	2,924	2,926	2,776	2,462

(2-2)産業別就業人口（経済センサス）（単位：人）

産業分類	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
A 農業、林業	140	171	143	230	203
B 漁業			39		33
E 製造業	1,759	2,022	1,190	959	873
G 情報通信業	118	98	94	117	103
M 宿泊業、飲食サービス業	3,256	3,364	3,173	3,106	2,295

(2-3)産業別事業所数（経済センサス）

産業分類	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
A 農業、林業	15	17	16	20	21
B 漁業			3		3
E 製造業	125	134	131	115	112
G 情報通信業	18	15	16	18	12
M 宿泊業、飲食サービス業	626	593	593	566	427

(3)観光客入込状況（単位：人）

年度	観光客総数	宿泊客数（内 外国人）	日帰り客
平成 26 年度	1,630,000	380,000 (759)	1,250,000
平成 27 年度	1,888,000	401,000 (445)	1,487,000
平成 28 年度	1,865,000	399,000 (1,900)	1,466,000
平成 29 年度	1,964,000	411,000 (997)	1,553,000
平成 30 年度	2,075,000	422,000 (1,669)	1,653,000
令和元年度	1,954,000	390,000 (1,238)	1,564,000
令和 2 年度	1,302,000	302,000 (1,238)	1,000,000
令和 3 年度	1,286,000	279,000 (336)	1,007,000
令和 4 年度	1,416,000	415,000 (452)	1,001,000
令和 5 年度	1,722,000	412,000 (1,911)	1,310,000
令和 6 年度	1,877,000	414,000 (2,512)	1,463,000